

(証券コード 3281)

(発信日)2026年5月1日

(電子提供措置の開始日)2026年4月28日

投資主各位

東京都中央区八重洲二丁目2番1号

GLP投資法人

執行役員 川 辻 佑 馬

## 第11回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は本投資法人に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第11回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年5月18日（月曜日）午後6時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、現行規約第15条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。なお、本投資主総会に提出される議案はいずれも現行規約第15条第2項に定める議案に該当いたしません。従いまして、投資主様が当日本投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人現行規約抜粋）

（みなし賛成）

第15条

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

2. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第104条第1項（役員及び会計監査人の解任）、第140条（規約の変更）（但し、のみなし賛成に関連する規定の策定又は改廃に限る。）、第143条第3号（解散）、第205条第2項（資産の運用に係る委託契約の解約に対する同意）又は第206条第1項（資産の運用に係る委託契約の解約）に係る議案の決議には適用しない。
3. 第1項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人ウェブサイト、「第11回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。また、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

### 本投資法人ウェブサイト

<https://www.glpjreit.com/ja/ir/meeting.html>

また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(GLP投資法人)又は証券コード(3281)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」、「投資主総会招集通知/投資主総会資料」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpex.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

敬 具

## 記

1. 日 時：2026年5月19日（火曜日）午後1時30分  
（なお、受付開始時刻は、午後1時を予定しています。）
2. 場 所：東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1  
KANDA SQUARE 3階 SQUARE ROOM  
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）

### 3. 投資主総会の目的である事項：

#### 決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案：監督役員3名選任の件

以上

---

#### （お願い）

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取扱います。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は、本投資主総会終了後、引き続き同会場において本投資法人の資産運用会社であるGLPジャパン・アドバイザーズ株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項を修正する場合の周知方法  
電子提供措置事項に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を上記のインターネット上の本投資法人ウェブサイト及び東京証券取引所(東証)ウェブサイトに掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案：規約一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 役員会の効率性と説明責任を考慮して本投資法人の適正な運営に必要な役員数と役員数の増大による負担との均衡を図るために、執行役員及び監督役員の員数の上限を設けるように変更するものです。また、当該変更に伴う、表現の調整を行うものです（変更案第9条第2項、第10条、第18条、第23条第2項関連）。
- (2) 一般社団法人投資信託協会が2026年4月1日付で一般社団法人日本投資顧問業協会と合併し、一般社団法人資産運用業協会へ名称変更したことに伴い、関連する規定を変更するものです（変更案第32条第1項第(9)号、第34条第2項及び第5項関連）。
- (3) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）及び投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）の改正により、「出資総額等の合計額」の定義が規定されたことに伴い、法令の定めと内容をあわせるために関連する規定を変更するものです（変更案第34条第1項第(1)号関連）。
- (4) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号、その後の改正を含みます。）の改正に伴い、改正後の条文にあわせるために関連する規定の変更を行うものです（変更案別紙1 Ⅲ関係）。
- (5) 信用組合及び信用金庫から融資を受けるにあたり、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。その後の改正を含みます。）及び信用金庫法（昭和26年法律第238号。その後の改正を含みます。）に基づく出資を行う必要があることから、かかる出資が投資対象に含まれることを明確にするため、本投資法人の投資対象にこれらの出資を追加するとともに、これに伴う調整を行うものです（変更案別紙1 Ⅲ関連）。
- (6) その他、必要な字句の修正・移動等を行うものです。

## 2. 変更の内容

現行規約の一部を次のとおり変更しようとするものです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>表紙</p> <p><u>2011年9月12日制定</u></p> <p><u>2012年2月29日改訂</u></p> <p><u>2012年6月29日改訂</u></p> <p><u>2012年10月30日改訂</u></p> <p><u>2014年5月27日改訂</u></p> <p><u>2016年5月24日改訂</u></p> <p><u>2018年5月25日改訂</u></p> <p><u>2020年5月28日改訂</u></p> <p><u>2022年5月19日改訂</u></p> <p><u>2022年12月12日改訂</u></p> <p><u>2024年5月20日改訂</u></p>	<p>表紙</p> <p><u>(削除)</u></p>
<p>第9条（招集及び開催）</p> <p>1. （記載省略）</p> <p>2. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、役員会の承認に基づき、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が<u>2名以上</u>の場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集する。</p> <p>3.～4.（記載省略）</p>	<p>第9条（招集及び開催）</p> <p>1. （現行のとおり）</p> <p>2. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、役員会の承認に基づき、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が<u>2名</u>の場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集する。</p> <p>3.～4.（現行のとおり）</p>
<p>第10条（議長）</p> <p>投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が<u>2名以上</u>の場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名がこれにあたる。すべての執行役員に欠員又は事故がある場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、監督役員の1名がこれにあたる。</p>	<p>第10条（議長）</p> <p>投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が<u>2名</u>の場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名がこれにあたる。すべての執行役員に欠員又は事故がある場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、監督役員の1名がこれにあたる。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第18条（執行役員及び監督役員の員数）</p> <p>1. <u>本投資法人の執行役員は、1名以上とする。</u></p> <p>2. <u>本投資法人の監督役員は、2名以上とする（但し、執行役員の員数に1を加えた数以上とする。）。</u></p>	<p>第18条（執行役員及び監督役員の員数）</p> <p><u>本投資法人の執行役員は1名以上、監督役員は2名以上（但し、執行役員の数に1を加えた数以上とする。）とし、執行役員と監督役員をあわせて5名以内とする。</u></p>
<p>第23条（招集）</p> <p>1. （記載省略）</p> <p>2. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1名の場合は当該執行役員が招集し、執行役員が<u>2名以上</u>の場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集する。</p> <p>3. （記載省略）</p>	<p>第23条（招集）</p> <p>1. （現行のとおり）</p> <p>2. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1名の場合は当該執行役員が招集し、執行役員が<u>2名</u>の場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集する。</p> <p>3. （現行のとおり）</p>
<p>第32条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人は、資産の評価を、以下に定める方法及び基準により、以下に定める日を基準日として行うものとする。</p> <p>(1)～(8)（記載省略）</p> <p>(9) 上記に定めのない場合は、投信法、一般社団法人<u>投資信託協会</u>の評価規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌して算出された価額により評価する。</p> <p>2.～3.（記載省略）</p>	<p>第32条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人は、資産の評価を、以下に定める方法及び基準により、以下に定める日を基準日として行うものとする。</p> <p>(1)～(8)（現行のとおり）</p> <p>(9) 上記に定めのない場合は、投信法、一般社団法人<u>資産運用業協会</u>の評価規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌して算出された価額により評価する。</p> <p>2.～3.（現行のとおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第34条（金銭の分配の方針）</p> <p>1. 本投資法人は、原則として、以下の方針に従って分配を行うものとする。</p> <p>(1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益（投信法に規定される、<u>本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額等の合計額を控除して算出した金額をいう。</u>以下同じ。）の金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌して計算されるものとする。</p> <p>(2)～(3)（記載省略）</p>	<p>第34条（金銭の分配の方針）</p> <p>1. 本投資法人は、原則として、以下の方針に従って分配を行うものとする。</p> <p>(1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益（投信法に規定される、<u>本投資法人の貸借対照表上の純資産額が出資総額等その他の内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額（以下「出資総額等の合計額」という。）を上回る場合において、当該純資産額から当該出資総額等の合計額を控除して算出した金額をいう。</u>以下同じ。）の金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌して計算されるものとする。</p> <p>(2)～(3)（現行のとおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. 利益を超えた金銭の分配  本投資法人は、a) 金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合において、当該要件を満たすことを目的とする場合、b) 経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断する場合、又はc) 本投資法人における法人税等の課税の負担を軽減することができる場合、利益の金額を超えて金銭を分配することができる。但し、一般社団法人投資信託協会の規則等において定める額を限度とする。なお、本投資法人は、原則として毎期継続的に当該利益を超える金銭の分配を行っていく方針とする。また、その実施及び金額の決定にあたっては、保有資産の競争力の維持・向上に向けて必要となる資本的支出の金額及び本投資法人の財務状態に十分配慮する。但し、経済環境、不動産市場の動向、保有資産の状況及び財務の状況等を踏まえ、本投資法人が不適切と判断した場合には利益を超える金銭の分配を行わない。</p> <p>3. ～4. (記載省略)</p> <p>5. 一般社団法人投資信託協会規則  本投資法人は、第1項乃至第4項に定めるほか、金銭の分配にあたっては、一般社団法人投資信託協会の定める規則等に従うものとする。</p>	<p>2. 利益を超えた金銭の分配  本投資法人は、a) 金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合において、当該要件を満たすことを目的とする場合、b) 経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断する場合、又はc) 本投資法人における法人税等の課税の負担を軽減することができる場合、利益の金額を超えて金銭を分配することができる。但し、一般社団法人資産運用業協会の規則等において定める額を限度とする。なお、本投資法人は、原則として毎期継続的に当該利益を超える金銭の分配を行っていく方針とする。また、その実施及び金額の決定にあたっては、保有資産の競争力の維持・向上に向けて必要となる資本的支出の金額及び本投資法人の財務状態に十分配慮する。但し、経済環境、不動産市場の動向、保有資産の状況及び財務の状況等を踏まえ、本投資法人が不適切と判断した場合には利益を超える金銭の分配を行わない。</p> <p>3. ～4. (現行のとおり)</p> <p>5. 一般社団法人資産運用業協会規則  本投資法人は、第1項乃至第4項に定めるほか、金銭の分配にあたっては、一般社団法人資産運用業協会の定める規則等に従うものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
規約本文末尾 <u>(新設)</u>	規約本文末尾 <u>2011年9月12日制定</u> <u>2012年2月29日改訂</u> <u>2012年6月29日改訂</u> <u>2012年10月30日改訂</u> <u>2014年5月27日改訂</u> <u>2016年5月24日改訂</u> <u>2018年5月25日改訂</u> <u>2020年5月28日改訂</u> <u>2022年5月19日改訂</u> <u>2022年12月12日改訂</u> <u>2024年5月20日改訂</u> <u>2026年5月19日改訂</u>

現 行 規 約	変 更 案
<p>別紙1 資産運用の対象及び方針</p> <p>I.～II. (記載省略)</p> <p>III. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲等</p> <p>1.～2. (記載省略)</p> <p>3. 特定資産以外の資産</p> <p>本投資法人は、実質的に不動産関連資産に投資することを目的とする場合又は、それらの資産への投資に付随し若しくは関連する場合に限り、以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>a.～f. (記載省略)</p> <p>g. 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号、その後の改正を含む。）に基づく<u>算定割当量</u>その他これに類似するもの、又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含む。）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>h. 上記の他、不動産関連資産に対する投資に付随して取得が必要又は有用となるその他の権利</p> <p>IV.～V. (記載省略)</p>	<p>別紙1 資産運用の対象及び方針</p> <p>I.～II. (現行のとおり)</p> <p>III. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲等</p> <p>1.～2. (現行のとおり)</p> <p>3. 特定資産以外の資産</p> <p>本投資法人は、実質的に不動産関連資産に投資することを目的とする場合、<u>それらの資産への投資に付随し若しくは関連する場合又は借入れに付随し若しくは関連する場合</u>に限り、以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>a.～f. (現行のとおり)</p> <p>g. 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号、その後の改正を含む。）に基づく<u>国際協力排出削減量</u>その他これに類似するもの、又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含む。）</p> <p>h. <u>信用金庫法（昭和26年法律第238号、その後の改正を含む。）に定める出資</u></p> <p>i. <u>中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号、その後の改正を含む。）に定める出資</u></p> <p>j. 上記の他、不動産関連資産に対する投資に付随して取得が必要又は有用となるその他の権利</p> <p>IV.～V. (現行のとおり)</p>

## 第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員川辻佑馬は、2026年5月31日をもって任期満了となります。つきましては、2026年6月1日付で、執行役員1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案が承認された場合、執行役員の任期は、現行規約第20条第1項本文の定めにより、2026年6月1日から2年間とします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2026年4月13日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴	所 有 投資口数
かわ つじ ゆう ま 川 辻 佑 馬 (1984年3月10日)	2009年4月 メリルリンチ日本証券株式会社(現:BofA証券株式会社)入社 投資銀行部門 アナリスト	100口
	2012年7月 同社 投資銀行部門 アソシエイト	
	2017年4月 グローバル・ロジスティック・プロパティーズ株式会社(現:日本GLP株式会社)入社 投資運用部 マネージャー	
	2019年1月 同社 投資運用部 シニアマネージャー	
	2020年1月 同社 投資運用部 ヴァイスプレジデント	
	2020年10月 同社 投資開発部 ヴァイスプレジデント	
	2024年1月 GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社出向	
	2024年3月 同社 代表取締役社長就任(現任)	
	2024年6月 GLP投資法人 執行役員就任(現任)	

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である、GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社の代表取締役社長を兼任しております。
- ・その他に上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。
- ・本投資法人のスポンサーグループ(注)は、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約する保険契約を締結しており、本投資法人の役員についても、当該保険契約の被保険者に含めることにより、本投資法人の役員が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の

損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、本投資法人の役員を当該保険契約の被保険者に含めるために必要となる保険料は、本投資法人が負担しております。

(注) 本投資法人のスポンサーグループは、世界有数のオルタナティブ投資運用会社であるアレス・マネジメント・コーポレーション（ニューヨーク証券取引所：ARES）並びにその子会社（日本GLP株式会社を含みます。）及び関連会社を指します。以下同じです。

### 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、2026年6月1日付で、補欠執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案における補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第20条第3項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する2028年5月31日までとします。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2026年4月13日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものであります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴	所 有 投資口数
やぎば しん じ 八木場 真 二 (1988年5月24日)	2012年4月 ニッセイアセットマネジメント株式会社入社 運用企画部	0口
	2015年4月 同社 株式運用部 (不動産及びJ-REITの株式アナリスト)	
	2017年4月 同社 運用戦略部	
	2019年4月 日本GLP株式会社入社 投資運用部	
	2019年12月 GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社出向 経営企画部 兼 総務部	
	2021年1月 同社 経営企画部 兼 総務部 副部長	
	2021年10月 同社 執行役員CFO就任	
	2025年1月 同社 執行役員CFO・CSO就任	
	2026年1月 同社 CFO・CSO就任 (現任)	

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である、GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社のCFO・CSOを兼任しております。
- ・その他に上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人のスポンサーグループは、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約する保険契約を締結しており、本投資法人の役員についても、当該保険契約の被保険者に含めることにより、本投資法人の役員が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含

- められることとなります。なお、本投資法人の役員を当該保険契約の被保険者に含めるために必要となる保険料は、本投資法人が負担しております。
- 上記補欠執行役員候補者については、執行役員就任前に本投資法人の役員会の決議をもって、その選任の取消しを行う場合があります。

#### 第4号議案：監督役員3名選任の件

監督役員井上寅喜、山口孝太及び内藤亜雅沙の3名は、2026年5月31日をもって任期満了となります。つきましては、2026年6月1日付で、監督役員3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案が承認された場合、監督役員の任期は、現行規約第20条第1項本文の定めにより、2026年6月1日から2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有 投資口数
1	ないとうあがさ 内藤 亜雅沙 (1976年10月2日)	2001年10月 長島・大野・常松法律事務所 入所 2007年5月 ニューヨーク大学ロースクール卒業 (LL.M.) 2009年1月 メリルリンチ日本証券株式会社 (出向) 2011年6月 田辺総合法律事務所 入所 2013年3月 日本アイ・ビー・エム株式会社 (パートタイム出向) 2013年4月 田辺総合法律事務所 パートナー就任 (現任) 2015年6月 ブックオフコーポレーション株式会社 社外監査役就任 2018年10月 ブックオフグループホールディングス株式会社 社外監査役就任 2020年6月 日東紡績株式会社 社外取締役就任 (現任) 2021年8月 ブックオフグループホールディングス株式会社 社外取締役監査等委員就任 2022年6月 GLP投資法人 監督役員就任 (現任) 2023年6月 株式会社ispace 社外監査役就任 (現任) 2026年2月 東京短資株式会社 社外監査役就任 (現任)	0口

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有投資口数
2	か せ ゆたか 加 瀬 豊 (1972年5月17日)	1996年10月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入所 2006年7月 加瀬公認会計士事務所 所長就任（現任） 2015年6月 株式会社オーバル 社外取締役就任 2016年3月 株式会社シンシア 社外監査役就任 2016年6月 株式会社オーバル 社外取締役（監査等委員）就任 2022年3月 株式会社シンシア 社外取締役（監査等委員）就任（現任）	0口
3	み たに かく じ 三 谷 革 司 (1975年10月11日)	2002年10月 桃尾・松尾・難波法律事務所 入所 2007年5月 Columbia Law School卒業(LL.M.) 2007年9月 Weil, Gotshal & Manges(New York) 勤務 2008年9月 桃尾・松尾・難波法律事務所 復帰 2011年1月 桃尾・松尾・難波法律事務所 パートナー就任 2018年1月 株式会社キノファーマ 社外監査役就任（現任） 2021年4月 スパークル法律事務所 代表弁護士就任（現任） 2023年6月 コアスタッフ株式会社 社外監査役就任（現任）	0口

- ・上記各監督役員候補者と本投資法人との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者のうち、内藤亜雅沙は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・上記監督役員候補者のうち、内藤亜雅沙は、田辺総合法律事務所のパートナー、日東紡績株式会社の社外取締役、株式会社ispaceの社外監査役及び東京短資株式会社の社外監査役を兼務しております。
- ・上記監督役員候補者のうち、加瀬豊は、現在、本投資法人の補欠監督役員です。
- ・上記監督役員候補者のうち、加瀬豊は、加瀬公認会計士事務所の所長及び株式会社シンシアの社外取締役（監査等委員）を兼務しております。
- ・上記監督役員候補者のうち、三谷革司は、スパークル法律事務所の代表弁護士、株式会社キノファーマの社外監査役及びコアスタッフ株式会社の社外監査

役を兼務しております。

- 本投資法人のスポンサーグループは、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約する保険契約を締結しており、本投資法人の役員についても、当該保険契約の被保険者に含めることにより、本投資法人の役員が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記各監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、本投資法人の役員を当該保険契約の被保険者に含めるために必要となる保険料は、本投資法人が負担しております。

## 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち現行規約第15条第2項に定める議案があるときは、当該議案には、本投資法人の現行規約第15条第1項及び第3項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の現行規約第15条第1項及び第3項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

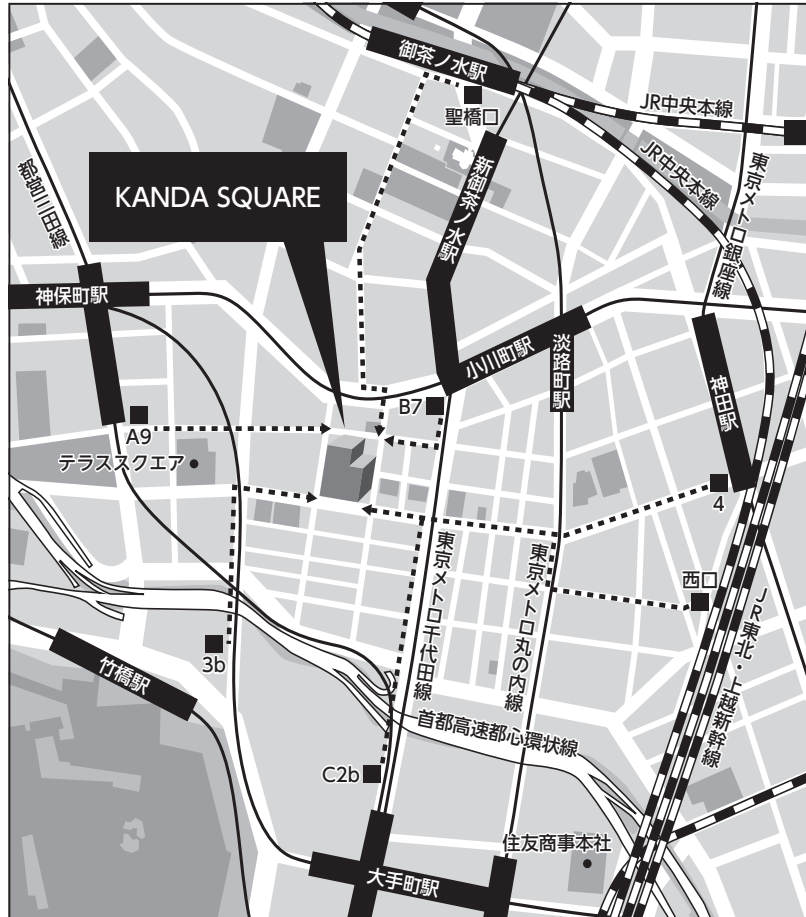
なお、上記の第1号乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも、現行規約第15条第2項に定める議案には該当せず、かつ、相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上



# 投資主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区神田錦町二丁目 2 番地 1  
KANDA SQUARE 3 階 SQUARE ROOM  
電話 03-6811-7866



- |                          |         |
|--------------------------|---------|
| 最寄駅：都営新宿線「小川町駅」B7 出口より   | 徒歩 3 分  |
| 東京メトロ丸ノ内線「淡路町駅」B7 出口より   | 徒歩 3 分  |
| 東京メトロ千代田線「新御茶ノ水駅」B7 出口より | 徒歩 3 分  |
| 東京メトロ半蔵門線「神保町駅」A9 出口より   | 徒歩 5 分  |
| 東京メトロ東西線「竹橋駅」3b 出口より     | 徒歩 6 分  |
| 東京メトロ銀座線「神田駅」4 番出口より     | 徒歩 10 分 |
| 東京メトロ千代田線「大手町駅」C2b 出口より  | 徒歩 8 分  |
| JR 中央・総武線「御茶ノ水駅」聖橋口より    | 徒歩 9 分  |
| JR 各線「神田駅」西口より           | 徒歩 10 分 |

会場周辺には有料駐車場もございますが、数に限りがございますので、公共交通機関をご利用くださいますよう、お願いいたします。